特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
工程関係	 ✓ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:木曽岬町公共下水道東部地区クリーン センター水処理設備工事) (別途工事名:木曽岬町公共下水道東部地区クリーン センター電気設備工事) 	図 調整項目(□資材等の流用□ 位設及び工事用道路等の調整□ 施工順序の調整□ をの他(□ □ 放出順序の調整□ をの他(□ □ □ を設機械等の調整□ をの他(□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	✓ 制限する工種名 (全て) 施工時期及び施工時間 (8:30~17:00)施工方法 ()
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期()
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名 (□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ())
	□ 余裕期間設定工事	□ 発注者指定方式 本工事は、契約締結日から令和 年 月 日[着手日前日]までの余裕期間を設定する工事である。このため、本工事の着手日は令和 年 月 日とする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 □ 任意着手方式
		本工事は、契約日から令和 年 月 日[着手期限前日]までの間に余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に余裕期間の期間内で着手日を決定して発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。
		余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任(監理)技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	□ その他 ()	□ その他()
用地関係	□用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所(□ 別添図等 □ No. ~No. □ 別途協議)□ 完了見込み時期(□ 令和 年 月頃 □ 別途協議)
	□ 仮設ヤードの有無	 □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法()
	□ その他()	口 その他 ()
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり	□ 制限項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他 ()) □ 施工方法等 (□ 指定工法名 () □ その他 () □ 別途協議) □ 施工時期 ()
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他 () □ 別途協議) □ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他 () □ 別途協議)
	☑ その他(特定建設作業実施にかかる届出について)	▼ その他(受注者は必要に応じて、騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業実施の届出を 行うこと。)

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	□ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 交通誘導警備員の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 指定路線 □ 指定路線以外 □ 交通誘導警備員の配置人員数 □ 概算人数による算出
		 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。
		③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。□ 積上げによる算出配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A(人))(注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)
		□ 交通誘導警備員の配置時間 () □ 交通誘導警備員の配置期間 () □ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()
	□ 近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり ・近接公共施設 (□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □ その他 ()) ・近接施設 (□擁壁 ()□ブロック塀 □家屋 □ その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり ・制限を受ける工種 ()
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	・制限内容 () □ 安全防護施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 保安要員の配置 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議)
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	✓ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。✓ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☑事故速報の提出	☑ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☑ その他 (処理場運転との調整)	☑ その他 (常時処理場は稼動しているので、工事に際しては維持管理業者等と綿密に調整すること)
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□別添図等 □その他()□別添協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□別添図等 □その他()□別添協議) □ 用地及び構造 (□別添図等 □その他()□別添協議) □ 安全施設 (□別添図等 □その他()□別添協議)
	口 その他 ()	口 その他(

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	 □ 使用期間及び借地条件 (□別添図等 □ その他()□別途協議) □ 転用あり(回)
	□ 水替工(締切排水工)	□ 施工条件の指定なし □ 施工条件の指定あり ① 水替工 (締切排水工) の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□別添図等 □ その他 () □別途協議) □ 施工方法 ()
	□ その他()	□ その他(
建設発生土・ 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件(□ 別途図面 □ 運搬距離 (L = km) □ 受入料金あり □ 受入料金なし □ 別途協議 □ その他 ())
	□ 建設発生土受入地未定 □ 産業廃棄物の処理条件あり	□ 受入地未定につき別途協議する。(□ 暫定運搬距離 L = 4 km, □ その他 ())
	☑ その他 (産業廃棄物の処分について)	を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 「翻装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 「図 その他 (本工事には、機器取替等によって生じた産業廃棄物の処分を含めるものとする。)

明 示 項 目	明示事項	条 件 及 び 内 容
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 () □ 移設時期 (□ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □ 防護 () □ その他 ()
薬液注入関係	■ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件 ()
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	□ 削孔数量 () 注入量 () その他 () □ 工法関係 () 材料関係 ()
	□ 在八重の推認、在八の官達及の在八の効果の推認 □ その他()	
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり	□ 再生材の種類 (□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂) □ 再生材が使用出来ない場合の措置 (□ 新材に変更 □ その他 () □ 別途協議)
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	□ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名:□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他())
		□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
	□ その他()	(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板) □ その他()
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 保管場所 () 期間 () その他 ()
	□ 現場発生品あり	□ 品名 () 数量 () 保管場所 () その他 ()
	□ 支給品あり	□ 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期 (令和 年 月 日) その他 ()
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法 (□ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他 ()) □ 引渡場所 (□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他 ()) 数量 () 運搬距離 (L= km)
	□ 現場環境改善費適用工事	□ 現場環境改善の内容(率分) (□ 現場環境改善の内容(積上) ()
	✓ その他 (発生物件について)	□ 現場環境改善の内谷(横上)(☑ その他(発生物件については発注者と協議の上、リストを作成し提出すること。)

	特記仕様書(施工条件明示一覧表)	No.5
明示項目 明示事項	条 件 及 び 内 容	
適用条件 🛛 🗷 適用条件	 ✓ 三重県公共工事共通仕様書(発注時点における最新のもの)を適用 □ 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行ついては、署名または押印がなくても有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、付用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。」と読み替える。 	し、署名または押印 行われた工事帳票に 情報共有システム 青報共有システムを
	□ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編』を適用 □ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 □ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)	
	※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を [例示- (公財) 三重県建設技術センター] に委託しているので、その支に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただ、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しな 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知	援技術者が監督員 類(施工体制台帳 し、支援技術者は いものである。
	なす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者: □ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年4月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照	
	□ デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 □ 「月 2 回土日完全週休 2 日制試行工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和2年4月1日を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)	
	□ 「月 2 回土日完全週休 2 日制試行工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和2年4月1日を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書 [令和2年7月改定版]」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)	
	□ 「概算数量発注方式(詳細設計未実施の場合)特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ・ 工事資料 () ・ 工事実施計画書 () □ 「概算数量発注方式(詳細設計実施済の場合)特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)	
	・工事資料 (による施工(指定)
	「I C T 活用工事追加特記仕様書 (土工) 【施工者希望型】」 令和2年8月1日を適用 (三重県HP「三重県の公共 「I C T 活用工事追加特記仕様書 (舗装) 【施工者希望型】」 令和2年8月1日を適用 (三重県HP「三重県の公共 「追加特記仕様書 (基礎工 (既製杭工))」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を	:事業情報」を参照) :事業情報」を参照)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	✓ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。)□ 重点監督	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種(
入札・契約方式	□ 入札時VE方式□ 契約後VE方式□ 設計・施工一括発注方式□ プロポーザル方式□ 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。) で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電子納品	✓ 工事完成図書(工事写真含む)電子納品対象外	 ✓ 工事完成図書は書類の他に電子納品も行うものとする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、(□2部 ✓ (1部)とする。) □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和2年8月改訂)を適用
地質調査の 電子成果品等	□ 地盤情報データベースの登録の必要あり	□ 検定及び登録機関(一般財団法人国土地盤情報センター (https://ngic.or.jp/)) □ 検定料金の計上(□ A検定 □ B検定) (注:受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	☑産業廃棄物税	▼工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	☑ コリンズ (CORINS) の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ (CORINS) の作成・登録を行うこと。
発生土情報交換シ ステム	□ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生土情報交換システム	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 □ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	□ 下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	□ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	□ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において 規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内 に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請け に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	✓ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。✓ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容	
不当介入を 受けた場合の 措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	✓ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断してこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協行うこと。	固と
		(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。 注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと	
工事実態調査	□ 工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。	
社会保険等未加入 対策	☑ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	✓ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうか 認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。	を確
特例監理技術者の 設置	□ 特例監理技術者の設置	□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定(監理技術者(特例監理技術者)の配置)を適用する。なお、配置を行う場は、追加特記仕様書 [特例監理技術者等の配置]に示す要件を全て満たさなければならない。(三重県HP「三重県の公共事業情報参照)	